

高島市議会情報 セキュリティポリシー

令和8年7月1日（策定）

第1章 情報セキュリティ基本方針

1 目的

本基本方針は、本市議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報資産

情報そのものだけでなく、書類、データ、ハードウェア、ソフトウェア、設備、ファームウェア、要員、文書等の情報を取り扱う仕組みを含む概念をいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(6) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、必要な時にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(8) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(9) 情報セキュリティインシデント

情報管理、情報システム運用に関して保安上の脅威となる事象のことをいう。

(10) インターネット接続系

インターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威としては、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の搾取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

4 適用範囲

(1) 対象者の範囲

本基本方針が適用される範囲は、高島市議会の情報資産を取扱うすべての議員とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ①ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ②ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 遵守義務

議員及び議会事務局職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、議会活動並びに業務の遂行にあたって情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

本市議会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本市議会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 物理的セキュリティ

通信回線及び使用するパソコン・タブレット端末等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、議員及び議会事務局職員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ・タブレット端末等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(7) 業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合には、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、受託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認する。

(8) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査又は自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要となった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を定める。

なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本市議会の議会運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ運用基準を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市議会の議会運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

1 1 その他

議会事務局職員が取り扱う高島市のネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体及び取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）に関する情報セキュリティ対策等については、高島市情報セキュリティポリシーによることとする。